

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

TEL 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrroukairou@yahoo.co.jp

2023年
10月2日
第475号



JR東海労



http://jrroukairou.sakura.ne.jp/

JR東海労働組合

発行人 淵上 利和
編集人 高山 浩

会社が基本協約締結拒否 労働協約のみ締結 2023年度協約改訂交渉 不満を表明し交渉集約

本部は9月25日、今次交渉を集約するため、改訂新人事・賃金制度と54歳原則出向制度の2つ以外について基本協約を締結する意思を表明する『申第6号』を会社に申し入れ、26日に団体交渉を開催しました。しかし、会社は頑なに組合の要求を拒否しました。

本部は、現時点においてこれ以上の進展は困難と判断し、不本意ながら、労使関係部分のみの労働協約の締結を通告し、2023年度労働協約改訂及び労働条件改善の交渉を集約しました。

本部は、再申し入れ及び基本協約の締結を含め10回の団体交渉を開催し、要求獲得に向け粘り強く会社を迫りました。しかし、会社は全てにおいて要求を受け入れませんでした。第5回団体交渉以降の主な議論は、以下の通りです。

第5回団交(8月31日)

欠勤の解釈について、会社の見解は「年休は欠勤に含まれる」です。こ

ともあるうに、会社は「診断書を提出しなかったら、付与された年休に対し時季変更権の行使もあり得る」と暴論を吐きま

した。組合は、年休は欠勤ではないことを強く主張しましたが、会社は認めず、対立しました。台風などの災害時、休憩無し

の長時間乗務、勤務終了直前・終了点呼後や出勤直後に休憩時間を命じたことが問題となっ

ています。組合は「休憩は行路の途中に設定するものだ。労基法第34条や乗務員勤務制度の解説にも謳われている」と主張しました。しかし、会社は「点呼も仕事のうちだ。法令に違反していない。適切に行っている」として、対立しました。

を要求しています。会社は「付与条件はこの間拡大してきているが、会社が判断するもの」と回答しました。組合は「年休が流れた原因は会社の要員不足によるものだ。使用自由は社員側だ」と抗議し、対立しました。

各種手当の増額、割増賃金の増率について、組合は「物価高騰により金銭の価値が下がっている。生活苦だ。ベアはわずか1,000円で全く生活が追いついていない。せめて、手当増額で生活改善を行え」と主張しました。しかし、会社は「手当を増額する考えはない」の一点張りでした。

また、祝日手当の復活について、組合は「祝日は多客で普段と仕事量が違う。特殊性を認めるなら手当を出せ」と迫りま

したが、会社は「割増賃金を増やしたことで全社員が平等に手当をもらえ

ることにした」と、現実とかけ離れた見解を示し、対立しました。出向社員の労働条件改善について、組合は「休日・賃金は本体を基準にせよ」と強く主張しました。しかし、会社は「出向先の労働条件に合わせ

ている。労働時間の差で生じる賃金は出向特別措置で保証している」と、対立しました。

54歳原則出向について、組合は「現状にそぐわない制度で、死文化している。廃止せよ」と主張しました。しかし、会社は「人事運用として有効に機能している。廃止する考えはない」の一点張り

で、対立しました。定年制について、組合は「60歳以降の基本給は75%ではなく100%にし、65歳まで定昇を行え」と主張しました。しかし、会社は「すでに原資は持ち出し、これ以上賃金は上げない。人生設計は60歳が区切りであるため、定昇は行わない」との一点張り

で、対立しました。専任社員について、専任Vや区分廃止、基本給の引き上げ、満了報労金の増額、労働時間緩和、手当などの改善を主張しました。組合は「本来雇用しなくても良い社員を雇用している。専任Vや区分は廃止しない。現職と同じ労働条件で働くことが雇用条件だ。年齢を理由に労働条件の緩和や満了報労金を増額する気はない」などと、雇

ってやっていると、露わにしました。リニア建設について、組合は「資金調達が明らかにできないようでは、経営破綻を招く。営業費の4分の1がリニアの経費であり、労働条件や賃金に影響する。直ちに建設を中止せよ」などと主張しました。会社は、リニアの専門家ではないことを口実に、「手元に資料がない」として、回答を避けました。

9月13日の第8回団体交渉で、会社から回答が示されましたが、組合の要求に何ら応えていないとして9月14日、『申第5号』として、再申し入れを行いました。

第9回団交(9月19日) 9月13日の第8回団体交渉で、会社から回答が示されましたが、組合の要求に何ら応えていないとして9月14日、『申第5号』として、再申し入れを行いました。

第9回団交(9月19日) 9月13日の第8回団体交渉で、会社から回答が示されましたが、組合の要求に何ら応えていないとして9月14日、『申第5号』として、再申し入れを行いました。

第10回団交(9月26日) 会社は2つを除いた基本協約は結ばないとしたため、組合は「基本協約締結拒否を確認する」と主張しました。

第10回団交(9月26日) 会社は2つを除いた基本協約は結ばないとしたため、組合は「基本協約締結拒否を確認する」と主張しました。

年末手当要求!
3.5ヶ月+10万円
さらに専任社員は+5万円

弾圧と闘い続けて30年! 9.10集会在成功裡に終了!

30年前の1993年9月10日、会社と警察権力が一体となった大弾圧により、大阪第三車両所分会(当時)組合員33名に



対し大量処分攻撃がかけられました。30年間の闘いをバネに、更なる闘いを創造するために、「大弾圧、大量処分から30年!JR東海労の未来を切り開く9.10集会」(主催・実行委員会、後援・中央本部・新幹線関西地本)が9月10日、大阪市内で開催されました。集会には、多くの組合員・OB、JR西労の仲間などが参加しました。オープニングで30年間の闘いを集約したスライド上映がされました。続

いて、リレートーク形式で、伊藤明男さん(JR総連執行委員・当時)、田中栄六さん(新幹線地本委員長・当時)、舟山守夫さん(新幹線地本副委員長・当時)、小林由美さん(地本書記・当時)、JR総連山口委員長、町田正男弁護士(当時の裁判担当)、JR西労の4名の仲間、本部淵上委員長、加藤誠二さん、石川隆作さん、宮内省吾さん、京力正明さん、新幹線関西地本笹田委員長よりそれぞれ挨拶がされました。挨拶では、当時の会社や権力の動向、苦しかった思い、出、弾圧を跳ね返す闘い、今後闘う決意などが語られました。

「続けて、当時新幹線鉄道事業本部の人事の責任者であった柴田元人事課長が証言を行いました。組合側からの反対尋問で柴田課長は、協約締結について組合が締結を拒否しているかのような証言をしたり、淵上さんが新横浜駅配属を不服として苦情申告や裁判を行って

苦情申告や裁判を行っているにもかかわらず、「本人の内心は分からない」と証言しました。そして、会社が準備書面で主張している判例の内容や、淵上さんが出向を不服として行った仮処分での議論などについて、「突然言われても記憶がない」と何度も繰り返すなど、人事の決定責任者とは思えない証言を何度も繰り返すなど、傍聴席からは失笑が起きました。

最後に、原告の淵上委員長が証言を行いました。淵上委員長は「一貫して出向に行きたくない」と意思表示してきたにもかかわらず、何の理由もなく出向となった。組織破壊・不当労働行為だ。仮処分審尋で、裁判長と会社は1時間以上の議論を行い、出向取消の方向が明らかになった。出向先が取り消されたという会社主張は誤りだ。出向取り消し・人事課所属・勤務免除など聞いたことがない。過去にも出向取り消しで元職場に戻っている。専任再雇用契約は、雇用を考えて行った。運輸所に戻せということは出向取消から一貫して主張している」などと証言しました。

そして、裁判長に対し「JR東海労は御用組合への道を拒否し、組合員の生活と雇用を守り、労働条件の改善のために会社と闘い続けてきた。故に、会社はJR東海労の弱体化のために、あらゆる会社施策を悪用してきた。そのため、再開する必要がある54歳原則出向が再開された。会社は面談で、出向の目的も対象者とした理由も全く説明せず、本人の同意もなく出向発令を強行した。JR東海労組合員を職場から一掃するための不法行為が許されるわけがない。仮処分の裁判で会社は、出向を撤回したのだから元職場である運輸所に戻すのが当たり前である。しかし人事課付けという異例の取り扱いとしたのは、再雇用契約で65歳まで運輸所での雇用となるのを避けるためであることは明らか。私は、35年前に国鉄改革で九州

淵上さんを元職場に返せ! 証人尋問で堂々と証言!

淵上利和さん(本部長)の運輸所復帰を求めた裁判の証人尋問が9月15日、東京地裁で開廷されました。

最初に本部斉藤副委員長が証言を行いました。斉藤副委員長は「JR東海労は本人の意に沿わない出向はやめるべきと30年以上前から一貫して求めている。協約協定改訂交渉で、組合として認められない項目を除いて基本協約締結を求めたが会

社は締結を拒否した。淵上さんの出向を解除したのに運輸所に戻さなかったのは、JR東海労の組織の弱体化を狙っているからだ。人事課所属で勤務免除などという取り扱いは前代未聞だ。会社は総合的判断というだけで具体的な理由を明らかにしない。運輸所の54歳以上出向再開は対象35名中26名がJR東海労組合員だ。全社員数からいってもJR東海労は1%に満

たない」などと証言しました。そして裁判長に対し「出向解除後の人事課所属・勤務免除は淵上さんを運輸所に戻さないためだ。淵上さんは一貫して運輸所復帰を求めている。出向について協約も結んでいない。元職場に戻す判断を求める」と強く訴えました。

反対尋問で会社側弁護士は、毎年の協約締結における組合主張のわずかな違いを矛盾だとしてきました。斉藤副委員長は「組合は本意ながら協約を締結している。しかし一貫して出向にあたっての本人同意・54歳原則出向制度廃止を求めて

最後に、原告の淵上委員長が証言を行いました。淵上委員長は「一貫して出向に行きたくない」と意思表示してきたにもかかわらず、何の理由もなく出向となった。組織破壊・不当労働行為だ。仮処分審尋で、裁判長と会社は1時間以上の議論を行い、出向取消の方向が明らかになった。出向先が取り消されたという会社主張は誤りだ。出向取り消し・人事課所属・勤務免除など聞いたことがない。過去にも出向取り消しで元職場に戻っている。専任再雇用契約は、雇用を考えて行った。運輸所に戻せということは出向取消から一貫して主張している」などと証言しました。

そして、裁判長に対し「JR東海労は御用組合への道を拒否し、組合員の生活と雇用を守り、労働条件の改善のために会社と闘い続けてきた。故に、会社はJR東海労の弱体化のために、あらゆる会社施策を悪用してきた。そのため、再開する必要がある54歳原則出向が再開された。会社は面談で、出向の目的も対象者とした理由も全く説明せず、本人の同意もなく出向発令を強行した。JR東海労組合員を職場から一掃するための不法行為が許されるわけがない。仮処分の裁判で会社は、出向を撤回したのだから元職場である運輸所に戻すのが当たり前である。しかし人事課付けという異例の取り扱いとしたのは、再雇用契約で65歳まで運輸所での雇用となるのを避けるためであることは明らか。私は、35年前に国鉄改革で九州

控訴では、会社が年休付与に当たり配慮義務を怠ったこと、原告の損害金額の満額回答ではなかったことを訴えた。再度、年休制度とは何かということをアプローチしていく」と、闘う決意を述べました。

続けて、各地本からの連帯挨拶、原告団を代表して斉藤厚志さんが決意表明を行いました。

続けて、各地本からの連帯挨拶、原告団を代表して斉藤厚志さんが決意表明を行いました。



年休裁判控訴審を勝利するぞ! 総決起集会開催!

年休裁判東京訴訟控訴審第1回弁論が9月11日、東京高裁で開廷されました。被控訴人(組合員)から①控訴答弁書、②附帯控訴状を、控訴人(会社)から①控訴状、②控訴理由書、③準備書面(1)、④附帯控訴に対する答弁書を提出、陳述しました。今後はそれぞれ準備書面を提出し、

次回期日(11月27日)で結審する予定です。裁判終了後、本部は「年休裁判東京訴訟控訴審勝利!総決起集会」を開催しました。主催者を代表して、成田副委員長は「闘いを通じて、年休とは、労働者の権利とは何かについて学習した。職場で改善を勝ち取った。今後は職場でどう闘うかが主になる」と挨拶しました。

続いて、各地本からの連帯挨拶、原告団を代表して斉藤厚志さんが決意表明を行いました。

袴田巖さんの早期完全無罪を勝ち取る10.29集会に参加しよう!
2023年10月29日(日)14時より
静岡県浜松市「浜松市民協働センターギャラリー」